

# 関東信越税理士会 熊谷支部2月例会次第

日時 平成24年2月7日(火)  
午前10時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

- |               |                          |   |                 |
|---------------|--------------------------|---|-----------------|
| (1) 1月16日(月)  | 研修会・例会・署との協議会            | 於 | ホテルガーデンパレス      |
| (2) 1月16日(月)  | 支部理事会                    | 於 | ホテルガーデンパレス      |
| (3) 1月18日(水)  | 県連支部長会・理事会・賀詞交歓会         | 於 | パレスホテル大宮        |
| (4) 1月19日(木)  | 農業青色申告会との調印式             | 於 | 熊谷税務署           |
| (5) 1月20日(金)  | 熊谷地区税務指導四者協議会            | 於 | 熊谷会館            |
| (6) 1月24日(火)  | 支部電子申告パソコン研修会第1回         | 於 | 埼玉工業大学          |
| (7) 1月25日(水)  | 熊谷青色申告会新春懇談会             | 於 | マロウドイン熊谷        |
| (8) 1月27日(金)  | 支部青年部と弁護士会との懇談会          | 於 | キングアンバサダーホテル熊谷  |
| (9) 1月31日(火)  | 支部電子申告パソコン研修会第2回         | 於 | 埼玉工業大学          |
| (10) 1月31日(火) | 正副支部長・地域長会議              | 於 | 支部事務局           |
| (11) 2月 1日(水) | 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷     |
| (12) 2月 3日(金) | 正副支部長・署との協議会             | 於 | 熊谷税務署           |
| (13) 2月 3日(金) | 支部青年部と法人会青年部との合同研修会及び懇親会 | 於 | ホテルシティフィールドかごはら |
| (14) 2月 5日(日) | 本多平直と新しい政治をつくる新春の集い      | 於 | ホテルガーデンパレス      |
| (15) 2月6日・7日  | 熊谷法人会合同研修会               | 於 | 群馬県水上町          |

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会  
日時 2月7日(火)午前10時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会  
日時 2月7日(火)午後1時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 平成23年度確定申告研修  
講師 熊谷税務署担当官
- (3) 富岡清後援会新春の集い  
日時 3月11日(日)午後3時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 埼玉県立深谷商業高等学校情報会計専攻科修了証書授与式  
日時 3月13日(火)午前10時～  
場所 深谷商業高等学校
- (5) 県連支部長会  
日時 3月21日(水)  
場所 埼玉県税理士会館
- (6) 例会・地域例会・署との協議会  
日時 3月27日(火)午後4時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (7) 確申期慰労会  
日時 3月27日(火)午後5時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス

### 3. その他の協議報告事項

(1) 第2回支部理事会報告(資料1)

(2) 〈派遣関係〉支部推薦

熊谷市監査委員 櫻井則彦会員

(3) 講師派遣

平成24年度県立深谷商業高等学校非常勤講師派遣

法人税法 森田正男会員

〃 増田俊樹会員

消費税法 木本純二会員

〃 小田部安彦会員

### 4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

(1) 関東信越税理士会情報

(2) 埼玉県税理士会支部連合会情報

(3) 熊谷支部各部会情報

(4) その他

### 5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

### 6. 次回例会予定

日時 3月27日(火) 午後4時00分～支部例会・地域例会

午後5時00分～確申期慰労会

場所 ホテルガーデンパレス

\*バス 午後3時30分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

### 7. 支部ホームページ

ユーザー名	k u m a z e i
パスワード	k u m a 2011

支部ホームページアドレス

<http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

例会資料が見られます。

e-taxの利用を推進しましょう

法定調書(合計表)・確定申告書の提出はe-taxの利用をお願いします。

# 第35回 日税研究賞 応募要領

租税等に関する未公表論文及び既公表著書・論文を公募し、そのうち秀逸と認められる論文等を表彰することにより、租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上等を目的とします。

## ■ 論文等の範囲

租税法、租税制度、租税論、税務行政、税理士制度及び税務会計に関するもので、テーマは自由です。

### 【未公表論文】

本賞のために日本語により執筆（共同執筆を除く）されたもの。

(1)形式 A4判（40字×30行）、横書き、原則としてパソコンで作成。

文字サイズは10.5ポイント（本文以外は自由）。

(2)字数 ①研究者の部：40,000字（30～36枚）②税理士の部：20,000字（15～18枚）

③実務家の部：20,000字（15～18枚）④一般の部：16,000字（12～14枚）

(3)その他

・上記字数の増減は1割を限度。

・表紙・目次は、枚数に含めません。

・図表・写真・参考文献等は枚数に含めます。（1ページを1,200字とみなす。）

### 【既公表著書・論文】

論文を内容とするもので、平成23年1月1日から同年12月31日の間に刊行・公表された日本語によるもの（共同執筆を除く）とし、平成22年12月31日以前に公表の論文が含まれる論文集、単なる実務上の解説書の域を出ていないもの、改訂版、翻訳物及び辞(事)典類は含めません。

### 【共通】

・論文・著書(以下「論文等」とは別に1,600字以内(A4判)の要旨を添付。

ただし、既公表著書については、「はしがき(序文)」をもって要旨に代えることができます。

・本賞以外に応募したもの並びに形式基準を満たしていないものは受け付けません。

## ■ 応募者の区分

(1)研究者の部

A部門：大学の教授（短大を含む）、准教授、講師

B部門：大学の助教、助手、大学院生（A以外の者）及びこれらに準ずる者

(2)税理士の部：税理士会会員である者

(3)実務家の部：①公認会計士、弁護士その他租税等実務に携わる者（税理士会会員を除く）

②国税・地方税又は法曹に携わる公務員

③税理士事務所職員

④①～③に準ずる者

(4)一般の部：社会人(上記以外)及び大学生（短大生を含む）

※応募者の区分は、未公表論文については平成24年2月1日の現状、既公表著書・論文については公表時の現状によりそれぞれ判断します。なお、上記(2)(3)(4)に該当するものが大学院生である場合は、研究者の部B部門の大学院生とみなします。

## ■ 提出方法・募集期間

- (1)論文等4部、要旨4部、所定の応募票1部を日本税務研究センター（以下「日税研」）に提出。  
応募票は日税研のホームページからダウンロードするか、日税研にご請求ください。
- (2)応募点数は、応募者1人につき論文等1点とし、提出されたものは返却しません。
- (3)募集期間は、平成24年2月1日～同年3月31日(必着)までです。

## ■ 選考・結果通知

- (1)選考は、後掲の学識経験者で構成する選考委員会において行います。
- (2)選考結果は、平成24年7月10日までに、応募者本人宛に文書で通知します。

## ■ 授賞の種類・賞金額

【未公表論文】	研究者の部	税理士・実務家の部	一般の部
日税研究賞最優秀	1,500,000円	1,000,000円	500,000円
日税研究賞優秀	500,000円	500,000円	200,000円
日税研究賞入賞	200,000円	200,000円	100,000円

【既公表論文】	研究者の部	税理士・実務家の部	一般の部
日税研究賞特別賞	500,000円	500,000円	500,000円
日税研究賞奨励賞	200,000円	200,000円	200,000円

## ■ 表彰・公表

- (1)表彰は、平成24年7月26日の日税連定期総会において、賞状及び賞金を贈呈することにより行います。
- (2)上記の賞を授賞した未公表論文のうち優秀なものについては、日税研が発行する著作物に収録し、広く一般に公表します。
- (3)授賞論文のうち、(2)により公表したものに係る著作権（出版権）は日税研に帰属することとし、執筆者が当該授賞論文を日税研が発行する著作物以外の媒体により発表しようとするときは、予め日税研の了解を求めることとします。
- (4)すべての応募論文等名については、選考経過の報告にあたり、報告書に記載することがあります。

## ■ 選考委員

※敬称略、五十音順

【選考委員長】 金子 宏（東京大学名誉教授）  
武田昌輔（成蹊大学名誉教授）  
村井 正（関西大学名誉教授）

【選考委員】 20数名（詳細はホームページにて公開しています。）

## ■ お問い合わせ・応募先

財団法人 日本税務研究センター 第35回「日税研究賞」係

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館1階  
TEL:03(5435)0912 FAX:03(5435)0914 ホームページ:<http://www.jtri.or.jp>

平成24年2月7日

熊谷支部会員・準会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 渡辺 実  
副支部長 中村敏行  
総務部長 寺山智久

**会員名簿（顔写真入り）の作成のため個人情報提出の最終お願い**

総務部の事業として顔写真入り手帳型会員名簿を作成いたします。顔写真入り名簿は、支部会務運営上不可欠であり、さらに会員間のコミュニケーションを図るためにも重要となっています。つきましては下欄に写真を貼付のうえ、必要事項を記入し個人情報のご提出をお願いいたします。

提出先：熊谷支部事務局

〒360-0041 熊谷市宮町2-144 コーポピアネーズ203号

提出期限：**平成24年2月20日（月）**

**2月20日までに提出がない場合は、変更がないものとして以前の内容で名簿を作成させていただきます。**

写真：上半身、正面を向いたもの。白黒・カラーを問いません。

大きいサイズの写真は貼付せずに、クリップ止めしてください。

その他：税理士法人に所属する会員は、その所属事務所を明記してください。

補助税理士は従事する事務所を明記してください。

**●個人情報保護方針および個人情報の利用目的のお知らせ**

個人情報を適切に保護することが重要であることを認識し、名簿の作成および配布については個人情報を適正に取り扱い、下記のように定めます。

①収集する個人情報は、税理士会の活動を円滑に進めるために必要なものに限る。

②収集した個人情報は、会員名簿作成のために使用する。

③作成した名簿(顔写真入り)には1冊ごとに番号を付し、熊谷支部会員、準会員に配布する。  
また、税理士会会員の広報手段として特定の官公庁に配布する。

④配布した名簿(顔写真入り)は、各会員の責任において個人情報保護のため適正に取り扱う。

⑤この他収集した個人情報は熊谷支部所属会員名簿一覧として作成し、広報手段として配布します。

⑥その他、個人情報の保護については本会、県連に準じて適切な取扱いに努力致します。

.....  
点線から切って下欄だけ提出してください。

<b>写真貼付欄</b>  写真の裏面には 記名のうえ、貼付して ください  サイズ 縦4センチ以上 横3センチ以上	ふりがな	生年月日			
	氏名	大正	年	月	日
	税理士登録番号	開業	補助	法人	
	事務所住所 〒				
	税理士法人名（法人所属の場合）				
	事務所電話	事務所FAX			
	自宅電話	自宅FAX			
携帯電話	e-mail				

※会員名簿記載に同意できない箇所には×印をおつけ下さい。必ず返信お願いいたします。

## 第2回特別研修会の開催について

標記の研修会を、下記の要領にて開催いたします。会員及び事務所職員の皆さまの受講をお待ちしております。なお、「会員別研修記録集計システム」にて受付を行いますので、会員の方は「関東信越税理士会研修受講カード」を忘れずにお持ち下さい。

お申込みが定員を超えた場合は税理士会員を優先しますので、あらかじめご了承ください。

記

テーマ 会計事務所のための円滑な事業承継の進め方  
講師 株式会社実務経営サービス代表取締役 会計事務所経営カウンセラー  
中井 誠 氏

【略歴】大手電機メーカーのシステム情報機器部門の統括部長を経て、1998年株式会社実務経営サービスを設立。同社設立と同時に「実務経営研究会」発足。全国の会計事務所を対象とした「事務所経営コンサルティング」をスタート。10年間で2,000を超える会計事務所を訪問している。

現在、全国980の会計事務所が参加する、職業会計人の成長と発展を事務所経営という側面から支援することを目的とした「実務経営研究会」の運営の一環として研修会・勉強会、個別コンサルティング等で全国を飛び廻っている。

日時 平成24年3月23日(金) 2.5時間でカウント

受付開始 13:30

研修会 14:00～16:30

場所 埼玉県税理士会館3階会議室  
さいたま市大宮区大成町1-289-2 TEL 048-665-3111

定員 100名(先着順。締切日を3月16日(金)としますが、定員に達した時点で受付を終了することもあります。)

受講料 無料

申込方法 下段の受講申込欄をご使用いただき、県連事務局宛FAXにてお申込下さい。

### 受講申込欄

税理士登録番号	No.
税理士名	
受講税理士名	
受講職員名	
受講職員名	

#### ※ご記入方法について

職員の方のみのお申込みの場合は、税理士登録番号・税理士名・受講職員名の欄にそれぞれご記入願います。

※お申込みが定員を超えるような場合は税理士会員を優先し、職員の方をご遠慮させていただくこともありますので、予めご了承ください。

**FAX 返信先 048-665-3888**

関東信越税理士会埼玉県支部連合会(江利川)

# 所得税の確定申告は、e-Tax をご利用ください

所得税の確定申告期限は3月15日(木)です。

国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) にアクセス!!

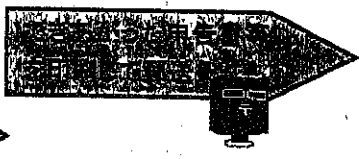
確定申告書等作成コーナーをご利用ください

所得税・消費税申告書のほか、青色決算書・収支内訳書なども作成できます。

確定申告書等作成  
コーナーをクリック

作成したい申告書等  
の種類を選択

画面の案内にしたがっ  
て金額などを入力



e-Tax (電子申告) をする場合は、所定の手続きが必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。か税務署へお問い合わせください。

できあがった申告書等  
をe-Taxで送信



## e-Tax を利用して所得税の申告をすると!

### ① 国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Tax で送信することができます。

### ② 最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円(平成24年分については最高3,000円)の控除を受けることができます(本控除の適用は、平成19年分から平成24年分までの間でいずれか1回受けることができます。)

### ③ 添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称や支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります)。

### ④ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています(3週間程度に短縮)。

さらに便利で使いやすく!  
ネットでも申告・納税。



## 税理士による所得税の無料相談会場のご案内

会場	受付期間	受付時間
深谷コミュニティセンター  深谷市本住町17-1 (JR深谷駅徒歩15分)	平成24年2月15日(水) ~ 3月12日(月)まで (土・日曜日は除きます)	午前9時30分~午後3時30分 (正午から午後1時までの間は、相談は行っていません。 混雑状況により、受付時間を変更する場合があります)
	受付の対象(熊谷市・深谷市・寄居町にお住まいの方)	
① 給与所得の方で医療費控除の申告をされる方 ② 平成23年中に退職された方などで年末調整がお済みでない方 ③ 公的年金等を受給している方で申告をされる方(注:参照) ④ 給与所得・雑所得・配当所得・一時所得のみの方		

注 平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。詳しくは、熊谷税務署にお問い合わせください。

※ 当会場は、関東信越税理士会熊谷支部のご協力により運営されています。

※ 当会場は、事業所得、不動産所得、譲渡所得及び贈与税・消費税についての相談はお受けできませんので、国税庁ホームページをご利用いただくか熊谷税務署までお越しください。

《お問い合わせ先》

熊谷税務署

TEL 048-521-2905 (自動音声案内)

熊谷税務署・熊谷県税事務所・熊谷市・深谷市・寄居町

# 資料 1

# 理事会報告

平成24年1月16日開催

## 1. 例会運営及び親和会のアンケート結果

例会運営及び親和会のアンケート結果は以下の通りです（単位：人）。

### (1) 例会運営について

〔例会場所〕	①ホテルガーデンパレス	16	②さくらメイト	3
	③熊谷商工会館	1	④駅の近く	1
	⑤回答なし	4		
〔例会時間〕	①午 前	17	②午 後	4
	③回答なし	4		

### (2) 親和会について

①30年間会費納入者は会費免除にする	9
②長期間会費納入者は会費免除にする	5
③会費を半額又は減額する	3
④20年間会費納入者は会費免除にする	2
⑤周年事業等の基金として積立てる	1
⑥給付金を引き上げる	1
⑦回答なし	5

## 2. 熊谷支部事務局処理規程の一部改正について

熊谷支部事務局処理規程が別紙1の通り改正されました。

## 3. 熊谷支部理事推薦規程の改正について

熊谷支部理事推薦規程を別紙2の通り熊谷支部役員等推薦規程に改正されました。

## 4. 電子申告推進特別委員会設置について

以下のとおり電子申告推進特別委員会が設置されました。

(1) 特別委員会名称 電子申告推進特別委員会

(2) 目的 e-tax及びL-taxの更なる普及拡大を進めるため設置する。

(3) 所掌事項 ① 会員のe-tax及びL-taxの利用状況の把握

② 会員へのe-tax及びL-taxの普及拡大

(4) 設置期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日

(5) 電子申告特別委員会委員名簿

担 当 渡 辺 実

委 員 長 小 林 賢 一 郎 副 委 員 長 林 正 浩

委 員 中 村 敏 行 寺 山 智 久 中 野 敦 夫

曾 根 和 也 木 本 純 二 土 屋 政 信

長 谷 部 好 一 大 谷 宏 一 水 野 敦 史

原 靖 前 島 義 徳 大 久 保 秀 彦



熊谷支部理事推薦規程の一部変更案新旧対照表

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">熊谷支部理事推薦規程</p> <p>(理事推薦委員会)            支部規約第10条(支部役員の選任)第2項の支部理事の選任に関しては理事推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置し同第9条(3)に定める人数の理事を推薦する。            (構成)            委員会が地区委員長をもって構成し推薦事務を管理する。            第1回の委員会は支部長が招集し、以後の委員会は互選により選任された委員長が招集する。            (推薦理事の定数)            被推薦理事定数は支部会員総数の1割相当数とし、支部地区委員会の各地区より地区会員数の比に応じて定める。地区定数の算定において1名未満の端数処理は委員会にて決定するが最低1名は割り当てる。            (推薦方法)            被推薦理事は各地区委員による定数連記の無記名投票により、各地区別に当該地区定数に達するまでの上位得票者とする。得票数が同数の場合は委員会にて決定する。ただし支部長及び本会理事予定者は除外する。            (投票方法)            委員会は本会役員選挙を行う年の10月1日をもって地区別会員名簿、地区別定数を支部事務局において公示し、10月の支部例会時に所定の投票用紙を配布する。なお、例会を欠席する会員には同日送付する。            投票は11月の支部例会時に行うものとし、例会を欠席する会員は例会日前日までに支部事務局へ持参又は郵送する。</p>	<p style="text-align: center;">熊谷支部役員等推薦規程</p> <p>第1章 支部理事            (推薦方法)            支部規約第10条(支部役員の選任)第2項の支部理事の選任に関しては理事推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置し同第9条(3)に定める支部理事定数の内、当規程第3条に定める人数の理事を推薦する。            (理事推薦委員会)            委員会は地区委員長をもって構成し推薦事務を管理する。            第1回の委員会は支部長が招集し、以後の委員会は互選により選任された委員長が招集する。            (推薦理事の定数)            被推薦理事定数は支部会員総数の1割相当数とし、支部地区委員会の各地区より地区会員数の比に応じて定める。地区定数の算定において1名未満の端数処理は委員会にて決定するが最低1名は割り当てる。            (投票方法)            委員会は本会役員選挙を行う年の10月1日をもって地区別会員名簿、地区別定数を支部事務局において公示し、11月の支部例会時に所定の投票用紙を配布する。なお、例会を欠席する会員には同日送付する。            投票は12月の支部例会時に行うものとし、例会を欠席する会員は例会日前日までに支部事務局へ持参又は郵送する。            被推薦理事は各地区委員による定数連記の無記名投票により、各地区別に当該地区定数に達するまでの上位得票者とする。得票数が同数の場合は委員会にて決定する。ただし支部長及び関東信越税理士会(以下「本会」という。)理事予定</p>

<p>者は除外する。  <u>開票は委員会の定めた日時、場所において委員会が行い、開票結果は支部事務局において公示する。</u>  <u>前1項及び2項の日時、投票方法は推薦事務の公正を損なわない範囲で委員会の決定により変更することがある。</u></p> <p><u>第2章 関連組織役員</u>  <u>(推薦方法)</u>  <u>第1条 関東信越税理士政治連盟及び関東信越税理士国民健康保険組合、関東信越税理士協同組合並びに埼玉県税理士政治連盟及び埼玉県税理士協同組合、その他の関係団体(以下「関連組織」という。)の役員の選任については本会理事の承認を経て、正副支部長会の議により関連組織に推薦する。</u></p> <p><u>第3章 地方公共団体委員等</u>  <u>(推薦方法)</u>  <u>第1条 地方公共団体等の委員等の選任に関しては、正副支部長会の議を経て、推薦する。</u></p> <p><u>第2条 被推薦者は原則として正副支部長及び正副支部長経験者とする。</u></p> <p><u>第4章 雑則</u>  <u>(規定外の事項)</u>  <u>第1条 本規定に定めのない事項については、正副支部長会の議を経て決定する。尚、本規定は本会が定める規約を拘束するものではない。</u></p> <p><u>附則</u>  <u>1. この規定は平成14年10月2日理事会承認、平成14年11月7日から施行する。</u>  <u>2. この規定の改正は、平成24年1月17日から施行する。</u></p>	<p>3 開票は委員会の定めた日時、場所において委員会が行い、開票結果は支部事務局において公示する。          4 前1項及び2項の日時、投票方法は推薦事務の公正を損なわない範囲で委員会の決定により変更することがある。</p>
--	---

熊谷支部事務局処務規程の一部変更案新旧対照表

変更案	現行
<p>(会議手続) 第9条 支部の諸会議に関する手続きは、支部規約および本会の会務執行細目に定めるほか、次による。</p> <p>(1) 月例会 原則として、毎年3・6・7・12月を除く毎月7日午前9時30分開会とする。 但し、当日が土・日曜日、祝祭日に当たるときは、月曜日又は翌日とする。 なお、7月は休会とし、3月、6月(定期総会)、12月(忘年会)は、別途会員に通知する。</p> <p>(2) 理事会 正副支部長会の議を経て、日時、場所、議題等を支部長が各理事に通知する。</p> <p>(3) 分掌機関および地区委員会々々議 部・委員会および地区委員会の会議を開催するときは、原則として、会日の7日前までに支部長の承認を経て、日時、場所、議題等を事務局職員に指示し、各委員に通知する。 なお、会議を開催したときは、議事録を作成する。</p> <p>附則 1. この規定の一部改正は平成18年1月18日から施行する。 2. <u>この規定の一部改正は平成24年1月17日から施行する。</u></p>	<p>(会議手続) 第9条 支部の諸会議に関する手続きは、支部規約および本会の会務執行細目に定めるほか、次による。</p> <p>(1) 月例会 原則として、毎年3・6・12月を除く毎月7日午前9時30分開会とする。 但し、当日が土・日曜日、祝祭日に当たるときは、月曜日又は翌日とする。 なお、6月(定期総会)、12月(忘年会)は、別途会員に通知する。</p> <p>(2) 理事会 正副支部長会の議を経て、日時、場所、議題等を支部長が各理事に通知する。</p> <p>(3) 分掌機関および地区委員会々々議 部・委員会および地区委員会の会議を開催するときは、原則として、会日の7日前までに支部長の承認を経て、日時、場所、議題等を事務局職員に指示し、各委員に通知する。 なお、会議を開催したときは、議事録を作成する。</p> <p>附則 1. この規定の一部改正は平成18年1月18日から施行する。</p>

平成 23 年分確定申告  
e-Tax 情報

熊 谷 税 務 署

## e-Taxの利用可能時間・運転状況

### (1) e-Taxの利用可能時間

e-Taxへの申告及び申請・届出等の送信可能時間並びに電子納税(手数料納付を含みます。)の利用可能時間は、次のとおりです。

また、e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー及びe-Taxソフト(WEB版)の利用可能時間も同様です。

- 平成24年1月16日(月)から3月15日(木)  
24時間(メンテナンス時間を除きます。)

(注1) 平成24年1月16日(月)は、午前8時30分からご利用できます。

(注2) メンテナンス時間は、毎週月曜日午前0時～午前8時30分を予定しています。

(注3) 平成24年3月15日(木)24時を過ぎて受信した平成23年分の所得税確定申告のデータは、確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください(送信した申告等データは、即時通知及び受信通知に表示される「受付日時」に到達したものとみなされます。)

- 上記以外の期間

月曜日～金曜日の午前8時30分から午後9時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

(注1) 利用可能時間内であっても、機器のメンテナンス等により、予告なくシステムの利用が停止、休止、中断又は制限される場合がありますので、必ず、「(2)運転状況」をご確認ください。

(注2) 電子納税及び手数料納付の利用可能時間は、上記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステム(インターネットバンキングやATM等)が稼働している時間となります。

### (2) 運転状況

#### 1. e-Tax

現在、正常に稼働しております。

#### 2. ダウンロードコーナー

現在、正常に稼働しております。

### (3) 過去の障害情報

平成24年1月11日、午前中に一部の機器に不具合があり、受付システムがつながりにくい状況となっておりましたが、同日12時30分に対処が完了し、復旧しました。

## 2 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

国税庁では、e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作などに関する問い合わせに電話で対応する専門窓口(税務相談室等を除く。)として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクを設置しております。

お問い合わせ先

【電話番号】

・ **0570-015901** (e-コクゼイ) 全国一律市内通話料金

- ・ IP電話等をご利用の場合 03-5638-5171 通常通話料金

※ 電話番号は、お間違えのないよう十分にご確認のうえ、おかけください。

【受付時間】

- (1) 平成24年1月16日(月)～平成24年3月15日(木)

- ・ 月曜日～金曜日(祝日を除く。)及び2月19日、26日、3月4日、11日の日曜日

午前9時～午後8時

- (2) (1)以外の期間

- ・ 月曜日～金曜日(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

午前9時～午後5時

### 電話混雑予想

平成24年1月16日(月)午前8時半から平成24年3月15日(木)まで、e-Taxの利用可能時間拡大に伴い、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへのお問い合わせが増加することが予想されます。

このため、昨年度のe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへの電話受付状況を基に混雑傾向を予想しておりますので、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ問い合わせる際の参考としてください。

※お問い合わせ状況により、予想と異なる可能性があります。ご了承ください。

なお、下記の日時は特に問い合わせが集中する傾向にあります。

- ・ 月曜日及び休日明けの開庁日

- ・ 11時～14時の時間帯

◎	ほとんどお待たせすることなく電話がつながります。
○	比較的電話がつながりやすいです。 ただし、多少お待ちいただく場合があります。
△	混雑することが予想されます。 つながるまでお時間がかかります。

### 平成24年1月16日(月)～平成24年2月15日(水)の混雑傾向

※ 平成24年2月16日(木)から平成24年3月15日(木)までの混雑傾向については、1週間ごとに分けてお知らせする予定です。

	9時～12時	12時～14時	14時～17時	17時～
日曜日	(電話受付を行っていません。)			
月曜日	△	△	○	◎
火曜日	△	△	○	◎
水曜日	○	△	○	◎
木曜日	○	△	◎	◎
金曜日	○	○	◎	◎
土曜日	(電話受付を行っていません。)			

なお、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクでは、次の質問にはお答えできませんので、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

- 税務相談等(申告の要否、税法関連事項等)に関する問い合わせ  
→ タックスアンサー、最寄りの税務署をご利用ください(最寄りの税務署は、「国税局・税務署を調べる」でご確認ください。)
- パソコンの基本操作等に関する問い合わせ  
→ パソコンのサービスセンター等にご確認ください。

- 国税庁が提供するe-Taxソフト以外の会計・申告ソフトの操作等に関する問い合わせ  
→ 各ソフトウェアのメーカーにご確認ください。
- e-Tax・確定申告書等作成コーナーに直接関係のない問い合わせ

ヘルプデスクは大変混み合う場合があります。

e-Taxに関するお問い合わせの多い事項については、「特にお問い合わせの多い事項」にて紹介しておりますので、ご確認ください。

また、確定申告書等作成コーナーの操作に関してお問い合わせの多い事例については、「確定申告書等作成コーナー」の「よくある質問」に掲載しておりますので、ご確認ください。

(注意)

「0570」は、ナビダイヤルの番号です。e-Tax・作成コーナーヘルプデスクでは、最寄りの税務署に電話を掛ける場合と同様の負担でご利用いただけるよう、全国一律市内通話料金で掛けられるナビダイヤルで対応しています。

一般の固定電話からであれば、全国どこからでも、3分間8.5円(税別)のご負担でご利用いただけます。ただし、携帯電話からは20秒10円(税別)の通話料金となります。



ご利用の電話機(IP電話、ひかり電話等)によっては、ナビダイヤルに繋がらない場合があります。その場合は、03-5638-5171をご利用ください。ただし、この場合には、通常の通話料金となります。


【ご利用方法】

上記のお問い合わせ先へ電話を掛けると音声案内が流れますので、その音声案内に従い「対応する質問内容(例)」を参考に、ご希望の「問い合わせ番号①及び②」を押してください。  
なお、音声案内の途中でも操作することができます。

<利用方法(例)>

e-Taxソフトの操作方法について聞きたい場合

⇒「ナビダイヤル(または、IP電話等対応番号)」+  +  と押すとオペレータに接続します。

問い合わせ番号①	問い合わせ番号②	対応する質問内容(例)
		e-Taxソフトの操作方法
		申告書・申請書の作成、送信方法
		添付書類の作成、送信方法
		即時通知、受信通知、メッセージボックスの確認方法
		電子納税の方法(入力方式・登録方式)



1	e-Taxの案内	2	エラーの解決方法	源泉所得税徴収高計算書の納付方法
				電子納税証明書の取得
				ICカードを認識できませんでした
				〇〇〇に失敗しました
				想定しないエラーが発生しました
その他、エラーメッセージに関する質問				
2	確定申告書等作成コーナーの案内	1	所得税作成コーナー、決算書・収支内訳書作成コーナーの操作方法	上記1~2以外の質問の場合
				もう一度聞く方
				もう一度、問い合わせ番号②を聞く場合
2	確定申告書等作成コーナーの案内	1	所得税作成コーナー、決算書・収支内訳書作成コーナーの操作方法	各画面の入力・操作方法
				各所得、各所得控除の入力場所
				収入や必要経費の入力場所
				エラーメッセージに関する質問
		2	消費税及び地方消費税作成コーナーの操作方法	各画面の入力・操作方法
				エラーメッセージに関する質問
		3	贈与税作成コーナーの操作方法	各画面の入力・操作方法
エラーメッセージに関する質問				
8	その他の問い合わせ	上記1~3以外の質問の場合		
		もう一度、問い合わせ番号②を聞く場合		
9	もう一度聞く方	もう一度、問い合わせ番号②を聞く場合		

**e-Tax申告により添付を省略した書面については、法定申告期限から5年間、税務署等から提示又は提出を求められることがあります(従来の3年間から5年間に延長されました。)**

e-Tax申告により添付を省略した書面については、税務署等から入力内容の確認のために提示又は提出を求められることがあります。国税通則法の一部改正により、国税について増額更正できる期間が、従来の3年間から5年間に延長されたことに伴い、平成23年12月2日以後にe-Taxで申告した際に、添付を省略した書面について税務署等から提示又は提出を求められることがある期間が、従来の3年間から5年間に延長されました(平成23年国税庁告示第31号)。

法定申告期限	税務署長等が提示又は提出を求めることができる期間
平成23年12月2日より前	原則として3年間
平成23年12月2日以後	原則として5年間

告示については、「e-Taxの法令等」の「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件(平成二十三年国税庁告示第三十一号)」をご覧ください。

e-Tax申告により添付を省略した書面については、法定申告期限から5年間、税務署等から提示又は提出を求められることがあります(従来の3年間から5年間に延長されました)。(PDF形式:約52KB)

## 公的個人認証サービスの電子証明書の有効期限等の確認について

e-Taxで申告等の手続を行うには、一部の手続を除いて電子証明書が必要となっています。  
この電子証明書について、有効期限の満了などにより電子証明書が失効となった場合にはe-Taxをご利用いただけませんので、以下の点をご確認ください。

(注) 公的個人認証サービス以外の電子証明書を利用している場合は、各発行機関へご確認ください。

### 1 電子証明書の失効事由について

---

公的個人認証サービスの電子証明書に以下の事由が生じた場合には電子証明書が失効します。  
なお、電子証明書の詳しい内容は、以下のリンクから「公的個人認証サービス ポータルサイト」でご確認ください。

- 電子証明書の有効期間(3年間)が満了した場合
- 氏名、生年月日、性別、住所が変更になった場合
- 電子証明書の失効申請をした場合
- [公的個人認証サービス ポータルサイト\(外部リンク\)](#)

### 2 電子証明書の有効性の確認について

---

電子証明書の有効性を確認するには、公的個人認証サービスが提供する「利用者クライアントソフト」を用いて確認することができます。

なお、利用者クライアントソフトの取得方法や利用方法に関しては、以下のリンクから公的個人認証サービスポータルサイト(外部リンク)でご確認ください。

- [電子証明書の有効性の確認方法](#) (外部リンク:公的個人認証サービス ポータルサイト)
- [クライアントソフトのダウンロード方法](#) (外部リンク:公的個人認証サービス ポータルサイト)

(注1) 電子証明書が失効していた場合には、電子証明書を取得した市役所等の窓口において、更新手続が必要となります。詳しくは、電子証明書を取得した市町村へお問合せください。

(注2) カードに表記されているのは住基カードの有効期限(10年間)です。電子証明書の有効期限(3年間)ではありませんので、ご注意ください。

### 3 電子証明書の更新後の手続について

---

電子証明書の更新を行った場合には、更新した電子証明書をe-Taxに再度登録していただく必要があります。

なお、電子証明書の登録方法については以下のリンクからご確認ください。

- [e-Taxソフトからの電子証明書の登録](#)

## 「【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ」メールが届いた方へ

e-Taxでは、メールアドレスを登録している方へ、メッセージボックスに情報が格納された段階で、登録しているアドレスあてに「【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ」メールを送信しています。

e-Taxが送信するお知らせメールは、次のパターンのみとなっております。

「【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ」メールに酷似していたり、「【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ」メールに偽装したメールで、次のパターンに当てはまらない表題や文面で送信されたメールは、e-Taxから送信したものではありません。

お知らせメールに添付ファイルがある場合は、くれぐれも取り扱いに十分ご注意ください。

送信者メールアドレス : info@e-tax.nta.go.jp

- 申告に関するお知らせ(※個人納税者への申告のお知らせは、1月下旬頃に送信されます。)

種別	メッセージ
タイトル(件名)	【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ
メール本文 (申告のお知らせ)	<p>国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>申告の参考となる情報をメッセージボックスに提供させていただいております。</p> <p>お手数ですが、利用可能時間をご確認の上、国税電子申告・納税システムの「認証画面」から受付システムにログインしていただき、メインメニューから「メッセージボックス一覧表示」を選択し、内容をご確認ください。</p> <p>なお、受付システムへのログインに際しては、「利用者識別番号」及び「暗証番号」の入力が必要となります。</p> <p>認証画面はこちらから → <a href="https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei">https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei</a></p> <p>利用可能時間ははこちらから → <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm">http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm</a></p> <p>※ このメールに対する返信は受け付けておりません。ご了承ください。</p>

- 代理送信可能となったことのお知らせ(税理士の方のみに送信されます。)

種別	メッセージ
タイトル(件名)	【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ
メール本文 (代理送信可能とな)	<p>国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用いただきありがとうございます。</p>

<p>ったことのお知らせ)</p>	<p>税務代理による送信が可能となりましたので、ご連絡します。                  通知書については、メッセージボックスに提供させていただいております。                  お手数ですが、利用可能時間をご確認の上、国税電子申告・納税システムの「認証画面」から受付システムにログインしていただき、メインメニューから「メッセージボックス一覧表示」を選択し、内容をご確認ください。                  なお、受付システムへのログインに際しては、「利用者識別番号」及び「暗証番号」の入力が必要となります。                  認証画面はこちらから → <a href="https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei">https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei</a>                  利用可能時間ははこちらから → <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm">http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm</a>                  ※ このメールに対する返信は受け付けておりません。ご了承ください。</p>
-------------------	---

○ e-Taxを利用して納税証明書の請求を行われた方へのお知らせ

種別	メッセージ
<p>タイトル(件名)</p>	<p>【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ</p>
<p>メール本文 (e-Taxを利用して納税証明書の請求を行われた方へのお知らせ)</p>	<p>国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用いただきありがとうございます。                  ご請求のありました納税証明書についてお知らせがあります。                  お手数ですが、利用可能時間をご確認の上、国税電子申告・納税システムの「認証画面」から受付システムにログインしていただき、メインメニューから「メッセージボックス一覧表示」を選択し、内容をご確認ください。                  なお、受付システムへのログインに際しては、「利用者識別番号」及び「暗証番号」の入力が必要となります。                  認証画面はこちらから → <a href="https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei">https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei</a>                  利用可能時間ははこちらから → <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm">http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm</a>                  ※ このメールに対する返信は受け付けておりません。ご了承ください。</p>

○ ダイレクト納付の利用者の方へのお知らせ

種別	メッセージ
<p>タイトル(件名)</p>	<p>【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ</p>
<p>メール本文 (ダイレクト納付利用者の方へのお知らせ(ダイレクト納付利</p>	<p>国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用いただきありがとうございます。                  ダイレクト納付に関する手続きが完了しましたので、ご連絡します。                  お手数ですが、詳細については、利用可能時間をご確認の上、国税電子</p>

<p>用可能のお知らせ))</p>	<p>申告・納税システムの「認証画面」から受付システムにログインしていただき、メインメニューから「メッセージボックス一覧表示」を選択し、内容をご確認ください。</p> <p>なお、受付システムへのログインに際しては、「利用者識別番号」及び「暗証番号」の入力が必要となります。</p> <p>認証画面はこちらから → <a href="https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/ink/loginCtlKakutei">https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/ink/loginCtlKakutei</a></p> <p>利用可能時間ははこちらから → <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm">http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm</a></p> <p>※ このメールに対する返信は受け付けておりません。ご了承ください。</p>
-------------------	---

種別	メッセージ
タイトル(件名)	【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ
メール本文 (ダイレクト納付利用者の方へのお知らせ(ダイレクト納付完了のお知らせ))	<p>国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>ダイレクト納付が完了しましたのでご連絡します。</p> <p>お手数ですが、詳細については、利用可能時間をご確認の上、国税電子申告・納税システムの「認証画面」から受付システムにログインしていただき、メインメニューから「メッセージボックス一覧表示」を選択し、内容をご確認ください。</p> <p>なお、受付システムへのログインに際しては、「利用者識別番号」及び「暗証番号」の入力が必要となります。</p> <p>認証画面はこちらから → <a href="https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/ink/loginCtlKakutei">https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/ink/loginCtlKakutei</a></p> <p>利用可能時間ははこちらから → <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm">http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm</a></p> <p>※ このメールに対する返信は受け付けておりません。ご了承ください。</p>

種別	メッセージ
タイトル(件名)	【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ
メール本文 (残高不足等の理由によりダイレクト納付ができなかった旨のお知らせ)	<p>国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>ダイレクト納付がエラーとなり、納付が完了しませんでした。</p> <p>お手数ですが、エラーとなった理由については、利用可能時間をご確認の上、国税電子申告・納税システムの「認証画面」から受付システムにログインしていただき、メインメニューから「メッセージボックス一覧表示」を選択し、内容をご確認ください。</p> <p>なお、受付システムへのログインに際しては、「利用者識別番号」及び「暗証番号」の入力が必要となります。</p>

	<p>認証画面はこちらから → <a href="https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/Ink/loginCtlKakutei">https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/Ink/loginCtlKakutei</a></p> <p>利用可能時間ははこちらから → <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm">http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm</a></p> <p>※ このメールに対する返信は受け付けておりません。ご了承ください。</p>
--	---

○ e-Taxを利用して還付申告を行われた方へのお知らせ

種別	メッセージ
タイトル(件名)	【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ
メール本文 (e-Taxを利用して還付申告を行われた方へのお知らせ)	<p>国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>還付金の処理状況を更新しました。</p> <p>お手数ですが、更新内容については、利用可能時間をご確認の上、国税電子申告・納税システムの「認証画面」から受付システムにログインしていただき、メインメニューから「還付金処理状況確認」を選択し、ご確認ください。</p> <p>なお、受付システムへのログインに際しては、「利用者識別番号」及び「暗証番号」の入力が必要となります。</p> <p>認証画面はこちらから → <a href="https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/Ink/loginCtlKakutei">https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/Ink/loginCtlKakutei</a></p> <p>利用可能時間ははこちらから → <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm">http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm</a></p> <p>※ このメールに対する返信は受け付けておりません。ご了承ください。</p>

○ 振替納税のお知らせ

種別	メッセージ
タイトル(件名)	【お知らせ】e-Taxをご利用の方へ
メール本文 (振替納税のお知らせ)	<p>国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>振替納付日等についてお知らせがあります。</p> <p>お手数ですが、詳細については、利用可能時間をご確認の上、国税電子申告・納税システムの「認証画面」から受付システムにログインしていただき、メインメニューから「メッセージボックス一覧表示」を選択し、内容をご確認ください。</p> <p>なお、受付システムへのログインに際しては、「利用者識別番号」及び「暗証番号」の入力が必要となります。</p> <p>認証画面はこちらから → <a href="https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/Ink/">https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/Ink/</a></p>

[loginCtlKakutei](#)

利用可能時間はこちらから → [http://www.e-tax.nta.go.jp/info\\_center/index.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm)

※ このメールに対する返信は受け付けておりません。ご了承ください。

受付システムには、以下のボタンをクリックして表示される画面からログインできます。

[受付システムへログイン](#)

Copyright(c): 国税庁



## 利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合は

e-Taxのご利用に当たって必要となる利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合は、変更等届出書を提出する必要があります。

変更等届出書については、以下の手順に沿ってオンラインで提出することができます。  
なお、送信後に表示される送信結果画面については、必ず保存又は印刷を行ってください。

届出書の提出後、後日、税務署から送信した届出の内容に応じた通知書が送付されます。

### 1 利用環境等の確認

オンラインでの変更等届出書の提出に当たっては、各種利用規約及び推奨環境を事前に必ずご確認ください。

- [国税電子申告・納税システムの利用規約](#)
- [e-Taxの開始\(変更等\)届出書作成・提出コーナーの利用規約](#)

#### 【オンラインで変更等届出書を提出する場合の推奨環境】

OS	ブラウザ
Microsoft Windows XP	Microsoft Internet Explorer 6
Microsoft Windows Vista(注1)	Microsoft Internet Explorer 7(注1)
Microsoft Windows 7(注1)	Microsoft Internet Explorer 8(注1) Microsoft Internet Explorer 9(注1)
Mac OS 10.5(注2)	Safari 5(注2)
Mac OS 10.6(注2)	Safari 5.1(注2)

※サポートが終了しているOS等については、推奨環境外となります。

(注1) Microsoft Windows 7、Vista 及び Internet Explorer 7 以降をご利用の方への留意事項がありますので、ご確認の上、e-Taxをご利用ください。

- [Microsoft Windows 7、Vista 及び Internet Explorer 7 以降をご利用の場合の留意事項](#)

(注2) Mac OS をご利用の方は、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください(e-Taxソフトは Mac OS ではご利用になれません。)

また、開始届出書の提出等のe-Taxの利用に当たって必要となる手続は、「確定申告特集」から行っていただけます。

詳しくは、「[確定申告特集](#)」をご確認ください。

(注3) 当コーナーのご利用に当たっては、ブラウザのJavaScript機能がオンである必要があります。

(注4) 当コーナーのご利用に当たっては、ブラウザの「ポップアップブロックの設定」のフィルタレベルが「中」以下である必要があります。

### 2 ルート証明書のインストール確認

オンラインでの変更等届出書の提出に当たっては、ご利用のパソコンにルート証明書がインストールされ

ていること及び信頼済みサイトに登録されていることが必要となります。  
詳しくは、「[ルート証明書のインストール](#)」をご覧ください。

### 3 変更等届出書の作成・提出

---

1及び2の確認がお済みの方は、以下のボタンから変更等届出書の作成・提出へお進みください。  
ボタンをクリックした後に表示される画面で、「利用者識別番号等忘失」を選択し、作成・提出してください。

#### 変更等届出書の作成・提出

#### 【参考】

- 上記(利用者識別番号や暗証番号の忘失)以外の場合は、上記1及び2の内容の確認後、3の「変更等届出書の作成・提出」ボタンをクリックした後に表示される画面で、「その他の変更届出」を選択して作成・提出が可能です。
- 変更等届出書については、書面による提出も可能です。書面で提出する場合は、「[書面による開始\(変更等\)届出](#)」をご確認ください。

## e-Taxで所得税の確定申告書を提出する場合に、添付を省略できる書類が追加されました。

e-Taxで所得税の確定申告書を提出する場合に、第三者作成書類の内容を入力して送信することにより税務署への提出を省略できる書類に、平成23年分以後の所得税の確定申告から、以下の3つの書類が追加されました(平成23年国税庁告示 第36号)。

- ・ 認定NPO法人寄附金特別控除の証明書
- ・ 公益社団法人等寄附金特別控除の証明書
- ・ 特定震災指定寄附金特別控除の証明書

添付を省略できる書類の詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

告示については「[国税関係法令に係る行政手続等における情報技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件\(平成二十三年国税庁告示第三十六号\)](#)」をご覧ください。

e-Taxを利用して所得税の確定申告書を提出する場合の「源泉徴収票」や「医療費の領収書」などの第三者作成書類の添付省略の制度について教えてください。

答 平成20年1月4日以後に、平成19年分以後の所得税の確定申告書の提出をe-Taxを利用して行う場合、次に掲げる第三者作成書類については、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の税務署への提出又は提示を省略することができます。

なお、入力内容を確認するため、必要があるときは、原則として法定申告期限から5年間、税務署等からこれらの書類の提示又は提出を求められることがあります。この求めに応じなかった場合は、これらの書類については、確定申告書に添付又は提示がなかったものとして取り扱われます。

(注) 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する所得税については、原則として3年間です。

(対象となる第三者作成書類)

- 給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
- 個人の外国税額控除に係る証明書
- 雑損控除の証明書
- 医療費の領収書
- 社会保険料控除の証明書
- 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- 生命保険料控除の証明書
- 地震保険料控除の証明書
- 寄附金控除の証明書
- 勤労学生控除の証明書
- 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書、配当等とみなされる金額の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書(注2)
- 住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)
- バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)(注1)
- 省エネ改修特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)(注2)
- 特定口座年間取引報告書
- 政党等寄附金特別控除の証明書
- 認定NPO法人寄附金特別控除の証明書(注3)
- 公益社団法人等寄附金特別控除の証明書(注3)

- 特定震災指定寄附金特別控除の証明書(注3)

(注1) 平成20年分以後の所得税について適用となります。

(注2) 平成21年分以後の所得税について適用となります。

(注3) 平成23年分以後の所得税について適用となります。

Copyright(c): 国税庁

日時 平成 24 年 2 月 7 日 (火)  
10 時 30 分～  
場所 ホテル ガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Tax の普及・拡大について  
○別添 1 のとおり

(総務課)

(2) 平成 24 年度国税専門官の募集活動について  
○別添 2 のとおり

(総務課)

(3) 平成 23 年分贈与税に係る個別評価申出書及び特定路線価設定申出書の提出について  
(資産課税部門)

(4) 源泉所得税の納付照会ハガキの発送について

関東信越国税局 源泉所得税事務集中処理センターにおきまして、該当する源泉徴収義務者各位に対しまして以下のとおり納付照会を実施しますのでご協力をお願い致します。

○発 送 日 平成 24 年 2 月 28 日 (火)

○回答期限 平成 24 年 3 月 19 日 (月)

(法人課税部門)

添付書類

1 まもなく個人の確定申告、申告は e-Tax で!

(総務課)

2 国税専門官採用試験要綱

(総務課)

関東信越税理士会  
熊谷支部会員 各位

平成 24 年 2 月 7 日  
熊 谷 税 務 署

# まもなく個人の確定申告、 申告は e-Tax で！

関与先についてのご利用をよろしくお願ひします。

## ☆24時間送信可能(3月15日(木)まで)

3月15日(木)の24時を過ぎて受信した平成23年分の所得税確定申告のデータは、確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。

なお、メンテナンス時間は毎週月曜日午前0時～8時30分を予定しております。

## ☆還付金がスピーディー(3週間程度)

e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています。

## ☆添付書類の提出省略

医療の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称、支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

## ☆最高4千円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円(平成24年分については最高3,000円)の控除を受けることができます(本控除の適用は、平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回受けることができます。)

さあ! ネットで申告



ご不明な点は、総務課長又は課長補佐まで

(048-521-2905: 自動音声2)お尋ねください。



## 国税専門官採用試験要綱

- 【受験資格】 1 昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの者  
2 平成3年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの  
(1) 大学を卒業した者及び平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者  
(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 【試験の程度】 大学卒業程度
- 【受験申込期間】 ○インターネット申込み(原則)  
4月2日(月)午前9時～4月12日(木)[受信有効]  
○インターネット申込みができない場合は、郵送又は持参  
4月2日(月)～4月3日(火)(4月3日までの通信日付印有効)
- 【申込方法】 ○インターネット申込み  
次のアドレスへアクセスして、説明に従って入力  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>  
○郵送又は持参  
希望する第1次試験地に対応する国税局又は国税事務所に申込書を提出
- 【試験日】 第1次試験 6月10日(日)  
第2次試験 7月17日(火)～24日(火)のいずれか1日  
(第1次試験合格通知書で指定する日時)
- 【試験地】 第1次試験 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか  
第2次試験 さいたま市ほか
- 【合格者発表日】 第1次試験合格者 7月3日(火)午前9時  
最終合格者 8月22日(水)午前9時
- 【採用予定数】 約800名(全国)  
《平成24年4月採用内定者数等を基礎に掲げたもので、今後の事情等の変更により変動します》

【問い合わせ先】 ○インターネット申込みに関する問い合わせ  
人事院 人材局 試験課  
TEL 03-3581-5311 内線 2331  
午前9時30分から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

○上記以外の問い合わせ  
関東信越国税局 人事第二課 試験係  
TEL 048-600-3111 内線 2095 又は 2097  
午前8時30分から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)